

神戸住環境整備公社

すまいまちづくり支援人材等活用事業実施要綱（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸住環境整備公社（以下、「公社」という。）が実施するすまい及びまちづくりに関する支援人材等の活用に関する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2章 選定支援システム（略）

第3章 まちづくり支援人材登録等

第1節 通則

（目的）

第28条 この章の規定は、公社が市民団体からの申請に応じてまちづくり専門家を派遣することによって、市民主体による良好なまちづくりを支援することを目的とする。

（定義）

第29条 この章における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 市民団体 神戸市内の地域でまちづくりに取り組む市民等の団体
- (2) まちづくり専門家 第31条の規定により登録された者
- (3) まちづくりアドバイザー 市民団体の会合等でまちづくりに関する専門的・技術的なアドバイス等を行うまちづくり専門家
- (4) まちづくりコンサルタント 市民団体が取り組むまちづくりに関する計画案の策定又は事業の実施等に対し、専門的・技術的支援を行うまちづくり専門家

（業務）

第30条 公社は、以下の業務を行うものとする。

- (1) まちづくり専門家の登録
- (2) まちづくり専門家の派遣
- (3) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが定める「復興まちづくり支援事業実

施要綱」第7条の規定に基づく業務

(4) その他、前3号を効果的に実施するために必要な業務

第2節 まちづくり専門家の登録

(まちづくり専門家の登録)

第31条 公社は、建設コンサルタント、大学の教員及びその他研究機関に属する者等のまちづくりに関する専門的知識を有する者を、別途定める申請に基づき、まちづくり専門家として登録する。

(登録分野)

第32条 公社は、まちづくり専門家を次の各号の一に掲げる活動分野の区分に応じて登録するものとする。なお、2つ以上の分野への登録を妨げない。

- (1) まちづくり計画
- (2) 建築物共同・協調化計画
- (3) 道路整備型まちづくり計画
- (4) マンション建替計画
- (5) コーポラティブ住宅等建設計画
- (6) その他（法務、税務等）

(まちづくり専門家の業務の制限)

第33条 まちづくり専門家は、業務の遂行に関して、当該業務以外の営利を目的とした行為、政治的又は宗教的目的の行為若しくはこの制度の趣旨に反する行為を行ってはならない。

(まちづくり専門家の登録取消)

第34条 まちづくり専門家が、次の各号の一に該当する場合には、公社は当該専門家の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条に反する行為を行ったとき
- (2) 専門家としての適格性を欠くと認められるとき

第3節 まちづくり専門家の派遣

(まちづくり専門家の派遣)

第35条 公社は、市民団体の申請に応じて第31条により登録したまちづくり専門家を派遣することができる。

（まちづくりアドバイザー派遣）

第36条 まちづくりアドバイザー派遣の申請は、市民団体が、神戸市の担当部署の副申書を添えて公社に対して行うものとし、その要件及び派遣内容は別表1に定めるとおりとする。

2 公社は、まちづくりアドバイザー派遣が適当と認められる市民団体に対し、その派遣内容に最も相応しいと思われるまちづくり専門家を派遣するものとする。

（まちづくりコンサルタント派遣）

第37条 まちづくりコンサルタント派遣の申請は、市民団体が、神戸市の担当部署の副申書を添えて公社に対して行うものとし、その要件及び派遣内容は別表2に定めるとおりとする。

2 公社は、まちづくりコンサルタント派遣が適当と認められる市民団体に対し、その派遣内容に最も相応しいと思われるまちづくり専門家を派遣するものとする。

（派遣の特例）

第38条 公社は、地域のまちづくり活動を支援するため必要と認めるときは、前2条の規定に関わらず、市民団体からの申請を待たずにまちづくり専門家を派遣することができる。

第4節 復興まちづくり支援事業

（復興まちづくり支援事業）

第39条 第30条第3項に掲げる業務の内容は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが定める「復興まちづくり支援事業実施要綱」（以下、この章において「県要綱」という。）第4条、第5条及び第6条に掲げる事業（以下、この章において「復興支援事業」という。）とする。

（復興支援事業たる専門家派遣）

第40条 県要綱第4条で定めるまちづくりアドバイザー派遣事業の実施については第36条、県要綱第5条で定めるまちづくりコンサルタント派遣事業の実施については第37条の例による。

（まちづくり活動助成）

第41条 県要綱第6条で定めるまちづくり活動助成事業の申請は、その地区を代表し継続的な活動を行っていると思われる団体で助成を必要とする市民団体が、神戸市の担

当部署の副申書を添えて公社に対して行うものとし、その要件及び助成内容は別表３に定めるとおりとする。

２ 公社は、助成が適当と認められる市民団体に対し、まちづくり活動助成を行うものとする。

第４章 空き家活用等支援システム（略）

第５章 雑則

（施行細目の委任）

第58条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

（運用規程の廃止）

２ 選定支援システム運用規程（平成12年９月１日施行）は、廃止する。

（運営要綱の廃止）

３ こうべすまい・まちづくり人材センター運営要綱（平成13年４月１日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年10月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。